

直島町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、直島町が交付する浄化槽設置整備事業補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1項に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率90パーセント以上及び放流水のBODが1リットル当たり20ミリグラム以下の機能を有するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）が適用される合併浄化槽にあつては、同指針に適合するものをいう。
- (3) 専用住宅 し尿浄化槽の処理対象人員算定基準（昭和44年建設省告示第3184号）の建築用途に示されている住宅、共同住宅、下宿、寄宿舍及び店舗併用住宅とする。
- (4) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。

(補助金の交付)

第3条 直島町内において、処理対象人員50人以下の浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者に対しては補助金を交付しない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認、又は浄化槽法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 補助事業の期間内に合併処理浄化槽を設置することができない者
- (3) 販売又は賃貸の目的で建物を建築する者
- (4) 専用住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (5) 町税を滞納している者（同一の世帯に属する者が町税を滞納している場合を含む。）
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- (7) 直島町特定環境保全公共下水道事業を実施することが困難でない区域内に浄化槽を設置する者
- (8) その他町長が不相当と認める場合

(補助金額)

第4条 補助金額は、浄化槽の設置に要する費用の範囲内とし、次の表に掲げる人槽別欄に掲げる区分につき、それぞれ限度額欄に定める額を限度額とする。ただし、専用住宅（下宿、寄宿を目的とする専用住宅は除く。）以外については、同額から香川県浄化槽設置整

備事業補助金交付要綱別表1中「県費補助額」欄に定める額を除いて算出した額を限度額とする。

人槽別	限度額（円）
5人槽	664,000
6～7人槽	828,000
8～10人槽	1,096,000
11～20人槽	1,408,000
21～30人槽	2,208,000
31～50人槽	3,055,000

2 単独処理浄化槽の撤去等により、合併処理浄化槽を設置する場合、撤去費等が200,000円以上の時は200,000円を、200,000円未満のときは撤去費等の額を単独処理浄化槽撤去費等補助金として、前項の補助金に加算する。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 建築確認通知書の写し又は審査機関の審査を終了した浄化槽設置届出書の写し
- (2) 設置場所の位置図及び浄化槽の配置配管図
- (3) 浄化槽設置費の見積書の写し
- (4) 建築物を賃借している者にあつては、賃貸人の承諾書
- (5) その他町長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知書類）

第6条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査して、補助金の交付の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、また不交付と決定した者に対しては、補助金交付却下通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知する。

（変更承認申請書等）

第7条 前条第2項の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、申請の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更等承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理し、その変更内容を承認するときは、変更等承認決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、町長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、補助金に係る事業の完了後1月以内又は当該年度末のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第6号）に次の書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事費請求書又は領収書の写し
- (2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助事業者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができること

を証する書類)

- (3) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (4) 浄化槽工事業者が撮影した工事工程写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付額の決定)

第9条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第7号)を速やかに補助対象者に交付する。

(補助金の請求)

第10条 町長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金交付請求書(様式第8号)による補助対象者からの請求に基づき補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第11条 町長は、補助対象者が次の各号に該当した場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金を受け、又は受けようとしたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に補助金の返還を命ずるものとする。

(事業の確認)

第13条 町長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。